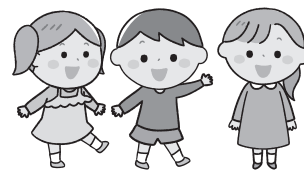


令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります!

変更① 現況届の提出が不要になります

小松島市では、受給者の現況を公簿等で確認することで、毎年6月に提出していた現況届の提出を不要とします。ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要となります。

1. 離婚協議中であり、配偶者と別居している方
2. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が小松島市と異なる方
3. 支給要件児童の戸籍や住民票が小松島市にない方
4. その他、小松島市から提出の案内があった方



また、以下の変更事項があった場合も、変更届の提出が必要です。

1. 離婚協議中であつたが、離婚が成立したとき
2. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
3. 受給者や配偶者、児童の住所、氏名が変わったとき
4. 受給者の加入する年金が変わったとき

上記のほかにも、届けが必要となる場合があります。

4月末までに児童手当の認定を申請している世帯については、現況届の省略についての案内は5月に送付済みです。必ず内容を確認し、該当する項目があった場合は、下記までご連絡ください。

変更② 特例給付の支給に関わる所得上限額が設けられます(令和4年10月支給分(6~9月分)から)

扶養親族等の数	所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	934	1,162

特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)の支給を受けている方で、左記表の所得上限限度額以上の所得がある方は、特例給付が支給されなくなります。

ただし、支給されなくなった後に所得が限度額を下回った場合、改めて認定請求書を提出することで、児童手当等の支給を受けることができます。



【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
 ☎ 3 2 ・ 2 1 1 4 / FAX 3 2 ・ 3 7 3 8
 Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.
 i-tokushima.jp

ご不明な点がございましたら、右記担当課までご連絡ください。

新型コロナウイルス追加接種 (4回目接種)のお知らせ

3回目接種を終えてから5か月以上経過した60歳以上の方等を対象に4回目接種を行います。

接種対象の方には、6月中旬頃より接種券を順次、ご自宅へ郵送します。接種券が届いた方は、インターネット予約またはコールセンター(☎38・7755)へ電話予約してください。

【接種費用】 無料

【接種会場】

市ホームページまたはインターネット予約サイトにてご確認ください。

【接種期間】 9月末まで

基礎疾患を有する方の接種

1・2回目接種時に基礎疾患による優先接種の申請者(18~59歳)に、3回目接種日を基準として順次接種券を送付します。

基礎疾患による優先接種の申請をしていない方(18~59歳)で、4回目接種を希望される場合は、左記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

市保健センター
 ☎ 3 2 ・ 3 5 5 1 / FAX 3 8 ・ 4 1 4 5

接種の目的について

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。
 (首相官邸HPより)